

岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱（医療分）

（通則）

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づく岡山県計画に掲載された事業のうち、補助金を交付する事業（事業のうち一部を補助する場合を含む。）の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（事業内容）

第2条 この要綱に基づく事業は、次の事業とし、その内容は別記のとおりとする。

1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備等に関する事業

- (1) 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業 (別記1)
- (2) 医療介護連携体制整備事業 (別記2)
- (3) 訪問看護 ICT 連携基盤整備事業 (別記3)
- (4) ICT を活用した岡山県循環器病対策のための医療連携ネットワークの構築 (別記4)
- (5) 助産所等施設設備整備事業 (別記5)

2 居宅等における医療の提供に関する事業

- (1) かかりつけ医認定事業 (別記6)
- (2) 訪問看護総合支援センター事業 (別記7)
- (3) 訪問薬剤指導推進事業 (別記8)

3 医療従事者の確保に関する事業

- (1) 救急勤務医支援事業 (別記9)
- (2) 産科医等育成・確保支援事業 (別記10)
- (3) 新人看護職員研修事業 (別記11)
- (4) 看護師等養成所運営事業 (別記12)
- (5) 院内保育運営事業 (別記13)
- (6) 小児救急医療拠点病院運営事業 (別記14)
- (7) 小児救急医療支援事業 (別記15)
- (8) 子ども虐待への対応が可能な医師・医療関係者の養成事業 (別記16)
- (9) 岡山県内の病院施設等で勤務する看護補助者の育成事業 (別記17)
- (10) 看護職員の資質向上支援事業 (別記18)
- (11) 高齢者施設の看護職のための感染症対策リーダー育成事業 (別記19)
- (12) 医療DX推進のためのPHR普及・利活用モデル実証事業 (別記20)

- | | |
|----------------------------|---------|
| (13) 高齢者施設における急変時等相談対応窓口事業 | (別記 21) |
| (14) 特定地域看護職員確保支援事業 | (別記 22) |
| (15) 歯科衛生士の早期離職防止事業 | (別記 23) |

(県の補助)

第3条 県は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について、別に定める基準（岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱等）により補助するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 23 日から施行し、平成 26 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 30 日から施行し、平成 27 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 17 日から施行し、平成 27 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 27 日から施行し、平成 28 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 20 日から施行し、平成 29 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 6 日から施行し、平成 30 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 7 日から施行し、平成 30 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行し、令和元年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 25 日から施行し、令和 2 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 21 日から施行し、令和 3 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 13 日から施行し、令和 4 年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行し、令和5年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月14日から施行し、令和6年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行し、令和7年度分の事業から適用する。

(別記 11)

新人看護職員研修事業

I 新人看護職員研修事業

1 目的

病院等（注1）において、新人看護職員（注2）、新人保健師（注3）及び新人助産師（注4）が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

（注1） 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。

（注2） 新人看護職員とは、免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

（注3） 新人保健師とは、保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。

（注4） 新人助産師とは、助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。

2 実施主体

病院等とする。

3 事業内容

病院等が、「新人看護職員研修ガイドライン」（平成26年2月24日付け厚生労働省「新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会報告書」、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修を実施する事業である。

（1）「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインのI-3-1又はガイドライン保健師編のI-3-1を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

（2）「研修における組織の体制」（ガイドラインのI-3-2又はガイドライン保健師編のI-3-2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

（3）「新人看護職員研修」（ガイドラインのIIを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドライン保健師編のII）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

II 医療機関受入研修事業

1 目的

他の病院等に所属する新人看護職員を受け入れた研修を実施した病院等に対して支援を行うことにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

上記 I における新人看護職員研修事業の実施主体とする。

3 事業内容

新人看護職員研修事業を実施する病院等において、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により他の病院等に所属する新人看護職員を受け入れて研修を実施する。

なお、医療機関受入研修は、複数月で実施すること。

また、新人保健師研修又は新人助産師研修に関する医療機関受入研修を行う場合も同様とする。